

## 全損時の保険金支払いに関する特約

### (この特約条項が適用される範囲)

第1条 この特約条項は、付帯される保険契約の保険の目的が建物である場合で、保険の目的である建物（以下「建物」といいます。）が全損となったときに適用します。ただし、当社が事前に提示し、保険契約者と当社の双方が妥当性を確認した評価方法により算出された額にもとづかずに保険金額を設定した契約には、本特約は適用しません。

2 この特約条項は、建物の損害保険金および水害保険金（以下「保険金」といいます。）の算出方法を変更するものです。

### (全損の定義)

第2条 この特約条項において「全損」とは、この特約条項が付帯される普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）および付帯された特約条項に規定する事由により、保険金が支払われる場合（ただし、地震火災費用保険金が支払われるときを除きます。）で、建物の損害の額が保険契約の目的の価額または保険価額の80%以上となる状態をいいます。

### (全損の場合の保険金の支払額)

第3条 建物が全損となった場合には、当社は、普通約款および付帯された特約条項（価額協定保険特約および新価保険特約を含みます。以下同様とします。）の保険金の算出規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を保険金として、支払います。

$$\text{保険金額} \times \text{当該保険金の支払割合} = \text{保険金の額}$$

ただし、保険金の額は「再取得価額(\*1)×当該保険金の支払割合の1.3倍」を限度とし、支払割合がないときには、上記算式の支払割合は100%とします。

(\*1) 損害が生じた地および時におけるその保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

### (全損の場合の保険金の支払額—重複保険契約の取扱い)

第4条 他の保険契約がある場合は、この特約条項がないものとして、普通約款の他の保険契約がある場合の規定により、それぞれの支払保険金の額を定めた後に、次の各号の算式によって算出した額（以下「差額保険金」といいます。）を、当社の支払保険金の額に追加して保険金を支払います。ただし、他の保険契約のいずれかに、保険金額を保険証券記載の評価額から他の保険契約の保険金額を差し引いた額によって定める契約がある場合（以下「追加条項付帯契約」といいます。）には、当該追加条項付帯契約とそれ以外の他の保険契約それぞれに、以下の規定を適用して保険金を支払います。

(1) 他の保険契約にこの特約条項と同種の保険金支払い規定がない場合

$$\text{差額保険金} = \text{保険の目的である建物の保険金額（再調達価額(*1)×1.3を限度とします。）} \times \text{当該保険金の支払割合（支払割合の設定がないときの支払割合は100%とします。）}$$

－ A

ただし、Aが保険金額（再調達価額(\*1)×1.3を限度とします。）×当該保険金の支払割合（支払割合の設定がないときの支払割合は100%とします。）を上回る場合には、差額保険金は支払いません。

A = この特約条項がないものとして、この保険契約と他の保険契約において算出した保険金の合計額

(2) この特約条項と同種の保険金支払い規定のある他の保険契約（以下「他の全損規定契約」といいます。）がある場合

差額保険金 = B × C / D

ただし、Aが保険金額（再調達価額(\*1)×1.3を限度とします。）×当該保険金の支払割合（支払割合の設定がないときの支払割合は100%とします。）を上回る場合には、差額保険金は支払いません。

A = この特約およびこの特約条項と同種の保険金支払い規定がないものとして、この保険契約と他の保険契約において算出した保険金の合計額

B = 他の保険契約がないものとして、この保険契約または他の全損規定契約の規定により算出した保険金（ただし、「再調達価額(\*1)×それぞれの保険金支払割合の1.3倍」を限度とします。また、このとき他の保険契約に他の全損規定契約に該当しない契約が含まれる場合には、当該契約の保険金は含みません。）のうち最も大きい額

－ A

C = この特約において、他の保険契約がないものとして算出した差額保険金の額

D = この保険契約または他の全損規定契約において、他の保険契約がないものとして算出した差額保険金の合計額

(3) この特約条項が付帯される保険契約の保険金額が価額協定保険特約の追加条項を適用して定められている場合には、前条の規定により保険金を支払います。ただし、保険金の額は再調達価額(\*1)の130%（保険金に支払割合がある場合には再調達価額(\*1)の130%に支払割合を乗じた額）から他の保険契約で支払われる保険金の額を控除した額を限度とします。

(\*1) 損害が生じた地および時におけるその保険の目的と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。

**(新価特約付帯時の復旧義務規定の取扱い)**

第5条 この特約条項が適用される場合には、新価保険特約第4条（復旧義務）および第9条（復旧を行なわなかった場合等における保険金の支払額）の規定は適用しません。

**(準用規定)**

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項が付帯された普通約款の規定を準用します。